

中落合換気所



管理目標値（除去率）（1日平均値）

二酸化窒素（NO₂） 90%以上

浮遊粒子状物質（SPM） 80%以上

平成23年12月1日から23年12月31日

単位：%（1日平均値）

日付	二酸化窒素(NO ₂)除去率	浮遊粒子状物質(SPM)除去率	備考
12月1日	99	86	
12月2日	99	85	
12月3日	99	86	
12月4日	99	86	
12月5日	98	86	
12月6日	99	85	
12月7日	99	86	
12月8日	99	86	
12月9日	99	86	
12月10日	96	86	
12月11日	98	85	
12月12日	97	86	
12月13日	99	86	
12月14日	98	86	
12月15日	99	90	
12月16日	99	86	
12月17日	99	85	
12月18日	99	85	
12月19日	99	86	
12月20日	99	85	
12月21日	99	86	
12月22日	99	87	
12月23日	99	85	
12月24日	99	87	
12月25日	99	85	
12月26日	99	85	
12月27日	99	85	
12月28日	99	85	
12月29日	99	86	
12月30日	99	84	
12月31日	99	84	

本測定データは、測定機の故障などによる異常値が含まれる場合がありますので、後日修正されることがあります。

注) 除去率について以下に示す考え方に基づき算出しています。

- 計測器は、定期的に点検を実施しています。
- 点検時の校正値によって、測定データを補正する場合があります。
- 除去率は、測定値から算出しています。
- 除去率は、小数点以下第1位を四捨五入しています。
- 計測値が、測定下限値未満の場合は、測定下限値（0.005ppm）の1/2の値（0.0025ppm）の小数点以下第4位を四捨五入し0.003ppmとしています。

計測結果についてのお問合せ先

首都高速道路株式会社 西東京管理局 調査環境グループ

TEL. 03-3264-8491

【参考】二酸化窒素（NO₂）計測濃度（1日平均値）

◎留意事項

計測濃度と環境基準の関係について

「環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域・場所については適用しない（大気の汚染に係る環境基準について 環境庁告示第25号 昭和48年5月8日）」とのことから、計測したデータは環境基準と比較できるものではありませんのでご注意ください。

（参考）

● NO₂の環境基準による大気汚染の評価について

「NO₂の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間におけるNO₂の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の98%値」と呼ぶ。）が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。（二酸化窒素に係る環境基準の改定について 環大企第262号 各都道府県知事・各政令市市長宛 環境庁大気保全局長通達 昭和53年7月17日）」

なお、NO₂は、排気ダクト内の低濃度脱硝装置直近で計測した濃度となっております。
SPMは、電気集塵機の放電電流値により管理しているため、濃度は計測していません。

単位：ppm（1日平均値）

日付	低濃度脱硝装置 入口濃度	低濃度脱硝装置 出口濃度
12月1日	0.542	0.003
12月2日	0.588	0.007
12月3日	0.274	0.003
12月4日	0.316	0.003
12月5日	0.695	0.015
12月6日	0.455	0.003
12月7日	0.776	0.003
12月8日	0.475	0.003
12月9日	0.454	0.003
12月10日	0.513	0.022
12月11日	0.331	0.008
12月12日	0.776	0.021
12月13日	0.878	0.013
12月14日	1.128	0.025
12月15日	1.180	0.004
12月16日	1.036	0.003
12月17日	0.635	0.003
12月18日	0.404	0.003
12月19日	0.842	0.003
12月20日	0.961	0.003
12月21日	0.949	0.003
12月22日	0.769	0.003
12月23日	0.569	0.003
12月24日	0.592	0.003
12月25日	0.437	0.003
12月26日	0.984	0.003
12月27日	1.097	0.003
12月28日	0.839	0.003
12月29日	0.430	0.003
12月30日	0.362	0.003
12月31日	0.226	0.003

注）各濃度は以下に示す考え方に基いています。

- 計測器は定期的に点検を実施しています。
- 点検時の校正値によって、測定データを補正する場合があります。
- 計測器で検出した計測値が測定下限値未満の場合は、測定下限値(0.005ppm)の1/2の値(0.003ppm)の小数点以下第4位を四捨五入し0.003ppmとしています。

本測定データは、測定器の故障などによる異常値が含まれている場合がありますので、後日修正されることがあります。